

平成27年度 第1回嘉麻市農業振興地域整備促進協議会 会議録

1. 協議会の名称 平成27年度 第1回嘉麻市農業振興地域整備促進協議会
2. 開催日時 平成27年7月28日（火） 14時00分～15時15分
3. 開催場所 嘉麻市役所 嘉穂庁舎2階 第1会議室
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
6. 出席者
- （1）委員
- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大里 廣 委員 | 山口 朝光 委員 | 山本 隆則 委員 |
| 平嶋 清 委員 | 添田 實 委員 | 中嶋 由利 委員 |
| 藤中 孝幸 委員 | 繩田 洋明 委員 | 品原 勇二 委員 |
| 福田 正春 委員 | 北富 敏三 委員 | 辻田 元徳 委員 |
| 山本 博 委員 | | |
- （2）執行機関
- 副市長 白石二郎
 - 総合調整監 福田正幸
 - 産業振興課 課長 秋山裕一 農政係長 高井朋仁
農政係 山本晋哉、尾篠拓自
 - 農業委員会事務局長 大里芳明
7. 傍聴人数（会議を公開とした場合のみ） 0人
8. 議題及び協議内容
- 【議題等】
- （1）辞令交付
 - （2）市長あいさつ
 - （3）正副会長の選出
 - （4）農業振興地域整備計画の変更について

(5) その他

【協議内容等】

(1) 辞令交付

出席委員に対し、副市長より委嘱書を交付した。

(2) 市長あいさつ

市長が公務により出席できなかつたため、副市長より挨拶を行つた。

(3) 正副会长選出

正副会长については、次のとおり決定した。

■会長 山本博

■副会长 山本隆則

なお、正副会长の選出にあたつては、農事区長会選出委員のうちから各地区1名、計4名を選考委員とし、選考委員が会長の選考を行い、山本博氏を指名した。山本博氏より副会长として山本隆則氏を指名した。

(4) 農業振興地域整備計画の変更について

農用地区域除外案件2件、編入案件3件について、協議を行つた結果、全会一致で変更案を可決した。

<案件審議における質疑応答>

Q. 資料1 2ページについて、集団的農用地が分断されることになりませんか。

A. 図面上は分かりにくいところですが、除外農地の北側から南側にかけて勾配が上がった地形であり、また、現状においてもそれぞれの農地に進入口がありますので、今回の除外による農用地の連担性への影響はほぼありません。(事務局)

Q. 資料1 2ページについて、農業用用排水路の機能を損ないませんか。

A. この計画では農業用用排水路の改廃はありません。なお、設計業者と面接し、そのような影響が生じることがないよう十分に説明しております。(事務局)

Q. 資料1 5ページの農用地利用計画変更申出書について、他の案件のものと様式が違いますが、それは差し支えありませんか。また、市の様式を変更したのですか。

A. 資料1 5ページの書類は、市の様式を元にして行政書士事務所の担当者が作成したものであり、市としては、市が様式で定めた必要事項の全てが記載され

たものであれば問題ないと判断しています。これは、市の様式を変更したものではありません。（事務局）

Q. 農用地利用計画変更申出書については、市の様式を元にしていればパソコンソフトを使用して個人で作成しても構わないのでですか。

A. 市が様式で定めた必要事項の全てが記載されたものであれば問題ありません。（事務局）

Q. 資料2 3ページの農事区及び水利代表者の承諾書について、承諾者の印は、農事区長印を使用することと記載されていますが、農事区長印はなく、農事区長の私印だけが押されています。問題はありませんか。

また、この承諾書は、農事区や水利関係にある方を代表して承諾するという意味合いでありますので、農事区長印を押印することが望ましいと考えます。対応を検討して下さい。

A. 農事区及び水利代表者の承諾書について、農事区長を使用しなければならないことに法的な根拠はありません。このことから、農事区長が署名し、捺印したものであれば、無効であるとは考えていません。

ただし、農事区長印を押印することが望ましいという本協議会の意見を踏まえ、今回の資料にも農事区長印を押印するよう下山田農事区長に依頼することとします。（事務局）

Q. 中山間地域等直接支払交付金に取り組むための編入案件に関して、これまで事業に取り組まなかった理由は分かりますか。

A. 事業への取り組みには、事業要件を満たした上で、農地の所有者と集落の意思があつて開始されるものです。これまで事業に取り組まなかった理由は、所有者または集落にその意向がなかったためと考えています。（事務局）

Q. 中山間地域等直接支払交付金の事業の実施状況については、市は何らかの確認をしていますか。

A. 市は必要な時期に現地確認や経理状況の確認を実施しています。（事務局）

（5）その他

- 会議録については、会長による内容確認後、委員全員に送付することとした。
- 本協議会における委員報酬及び費用弁償について説明を行った。

9. 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 添付書類一覧
- (3) 平成27年度嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員名簿
- (4) 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会条例
- (5) 審議に当たっての注意事項
- (6) 中山間地域等直接支払い交付金制度の概要
- (7) 農業振興地域整備計画変更案について (個人情報を含むため一部非公開)
- (8) 農用地利用計画変更申出地
- (9) 計画変更における検討事項 (除外) (個人情報を含むため一部非公開)
- (10) 申出地位置図 (1/10,000)
- (11) 申出地箇所図 (1/1,000)
- (12) 申出地箇所図 (1/1,000) バイパスイメージ入り
- (13) 利用計画図 (個人情報を含むため一部非公開)
- (14) 求積図
- (15) 農用地利用計画変更申出書 (個人情報を含むため一部非公開)
- (16) 農事区及び水利代表者の承諾書 (個人情報を含むため一部非公開)
- (17) 計画変更における検討事項 (除外) (個人情報を含むため一部非公開)
- (18) 申出地位置図 (1/10,000)
- (19) 申出地箇所図 (1/1,000)
- (20) 利用計画図
- (21) 農用地利用計画変更申出書 (個人情報を含むため一部非公開)
- (22) 農事区及び水利代表者の承諾書 (個人情報を含むため一部非公開)
- (23) 計画変更における検討事項 (編入) (個人情報を含むため一部非公開)
- (24) 申出地位置図 (1/10,000)
- (25) 申出地箇所図 (1/2,500)
- (26) 申出地位置図航空写真 (1/2,500)
- (27) 申出地箇所図 (1/1,000)
- (28) 申出地箇所図航空写真 (1/1,000)
- (29) 農用地利用計画変更申出書 (個人情報を含むため一部非公開)
- (30) 計画変更における検討事項 (編入)
- (31) 申出地位置図 (1/10,000)
- (32) 申出地箇所図 (1/2,500)
- (33) 申出地箇所図 (1/2,500)
- (34) 農用地利用計画変更申出書 (個人情報を含むため一部非公開)

平成27年度 第1回嘉麻市農業振興地域整備促進協議会

日時：平成27年7月28日（火）

午後2時～

場所：嘉穂庁舎2階 第1会議室

1. 辞令交付

2. 市長あいさつ

3. 正副会長の選出

4. 協議事項

（1）農業振興地域整備計画の変更について

（2）その他

添付書類一覧

ページ	資料名
1	添付書類一覧
2	平成27年度嘉麻市農業振興地域整備促進協議会 委員名簿
3	嘉麻市農業振興地域整備促進協議会条例
4	審議に当たっての注意事項
5	中山間地域等直接支払交付金制度の概要
6~7	農業振興地域整備計画変更案について
8	農用地利用計画変更申出地
	【案件①】
9	計画変更における検討事項（除外）
10	申出地 位置図（1/10,000）
11	申出地 箇所図（1/1,000）
12	申出地 箇所図（1/1,000）バイパスイメージ入り
13	利用計画図
14	求積図
15~16	農用地利用計画変更申出書
17	農事区及び水利代表者の承諾書
	【案件②】
18	計画変更における検討事項（除外）
19	申出地 位置図（1/10,000）
20	申出地 箇所図（1/1,000）
21	利用計画図
22	農用地利用計画変更申出書
23	農事区及び水利代表者の承諾書
	【案件③】
24	計画変更における検討事項（編入）
25	申出地 位置図（1/10,000）
26	申出地 位置図（1/2,500）
27	申出地 位置図航空写真（1/2,500）
28	申出地 箇所図（1/1,000）
29	申出地 箇所図航空写真（1/1,000）
30	農用地利用計画変更申出書
	【案件④】
31	計画変更における検討事項（編入）
32	申出地 位置図（1/10,000）
33	申出地 箇所図（1/2,500）
34	申出地 箇所図航空写真（1/2,500）
35~36	農用地利用計画変更申出書

平成27年度嘉麻市農業振興地域整備促進協議会 委員名簿

氏 名	選出機関	備考
大里 廣	農業委員会 (山田地区)	
梅永 茂美	農業委員会 (稻築地区)	
山口 朝光	農業委員会 (碓井地区)	
山本 隆則	農業委員会 (嘉穂地区)	
平嶋 清	農事区長会 (山田地区)	
添田 實	農事区長会 (稻築地区)	
中嶋 由利	農事区長会 (稻築地区)	
藤中 孝幸	農事区長会 (碓井地区)	
松隈 勝久	農事区長会 (碓井地区)	
繩田 洋明	農事区長会 (嘉穂地区)	
品原 勇二	農事区長会 (嘉穂地区)	
福田 正春	農事区長会 (嘉穂地区)	
北畠 敬三	市議会	
辻田 元徳	筑豊農業共済	
山本 博	福岡嘉穂農業協同組合員	

改正 平成 20 年 12 月 25 日条例第 39 号

(設置)

第1条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき、嘉麻市の農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の策定のため、嘉麻市農業振興地域整備促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、意見を具申することができる。

- (1) 整備計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他整備計画に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員 15 人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農事区代表 8 人
- (2) 農業委員会委員 4 人
- (3) 福岡嘉穂農業協同組合員 1 人
- (4) 筑豊農業共済組合員 1 人
- (5) 市議会が推薦した学識経験者 1 人

2 前項の委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 6 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集通知)

第5条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議開催の日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事件の件名及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他必要と認める事項

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、協議会に資料及び施案を提出し、かつ、庶務に従事する。
- 3 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
- 4 事務局長は産業振興課長をもって充てるものとし、事務局職員は会長が次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 産業振興課職員
- (2) 福岡嘉穂農業協同組合職員

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 25 日条例第 39 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

審議に当たっての注意事項

◎除外の場合

- ① 農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当（具体的な転用計画等があり、不要不急の用途に供するためのものではない等）であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。
- ② 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ③ 当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者・特定農業法人・特定農業団体等）の農用地利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ④ 当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ⑤ 当該変更に係る土地に公共投資による補助事業が行われた場合にあっては、当該土地が、公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

◎編入の場合

- ① 農用地区域編入の必要性

◎用途区分の変更の場合

- ① 他に土地を求められない理由、土地改良施設に支障が生じない理由、用途区分の変更に該当する施設であること。
- ② 自己のための製造・加工施設又は販売施設に該当する施設については、該当していることを裏付けるに足ること。

以上の事項に留意し、総合的な判断で当該申請地が計画変更に対し、適当であるかどうかの判断をお願いします。

中山間地域等直接支払交付金制度の概要

【事業の概要】

中山間地域の農村の持つ国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的な機能を確保していくため、中山間地域等直接支払交付金を交付する。

【嘉麻市の実施状況（平成26年度）】

取組集落数 19集落

協定締結総面積 285.7ha

協定参加者数 419人

【対象となる農用地の例】

○農用地区域内に存する一団の農用地であること

○勾配が1／20以上あること（田の場合）

【交付単価の例】

○急傾斜（勾配が1／20以上）の田 21,000円／10a

【交付金の使途】

- ・集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費
- ・耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費
- ・水路、農道等の維持管理費
- ・多面的機能を増進する活動に要する経費
- ・将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費
- ・加算措置適用の為に取り組むべき活動に要する経費
- ・既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費
- ・交付金の積立・繰越
- ・筆毎の耕作者の耕作面積割合等に応じた支払
- ・その他

農業振興地域整備計画変更案について

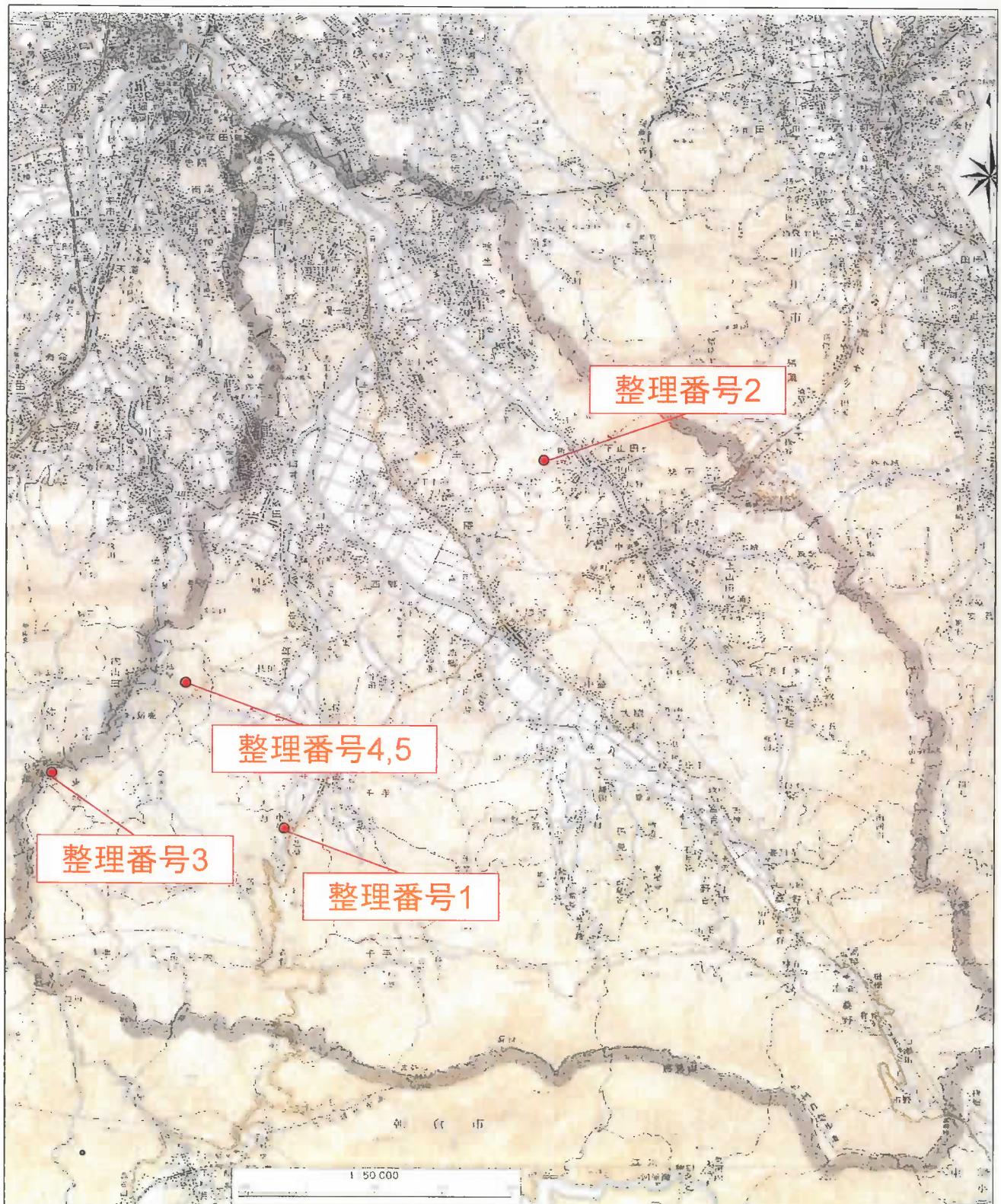
計画変更の内容（編入、除外、用途区分の変更）

整理番号	区域番号	土地の所在			台帳地目	現況	用途区分	面積(m ²)	変更目的	申請者氏名	農地法その他に 関する内容	審議結果
		大字	字	地番								
1	E・3	大力	モリハラ	515・1	田	田	農地	1,315 (内 616.3)	宅地	[REDACTED]	農地法4条 該当	可 否
2	A・3	下山田	ムタ田	861・1	畑	畑	農地	582 (内 465)	宅地	[REDACTED]	農地法5条 該当	可 否
内 訳												
2 件												
1 筆 616.3 m ²												
1 筆 465 m ²												
1 筆 畑												
1 筆 樹園地												
1 筆 採草放牧地												
その他												
計 1,081.3 m ²												
計 1,081.3 m ²												

農業振興地域整備計画変更案について
計画変更の内容（編入、除外、用途区分の変更）

整理番号	区域番号	土地の所在			台帳地目	現況	用途区分	面積 (m ²)	変更目的	申請者氏名	農地法その他に 関する内容	審議結果
		大字	字	地番								
3	E・4	東畑	ナガシ	344 349-1	田	田	農地	2,344 968	中山間地域 等直接支払 交付金事業 への取組	[REDACTED]	中山間地域等直 接支払交付要件該 当	可 否
4	E・2	嘉穂才田	カニカ浦	1631-1	田	田	農地	2,262	中山間地域 等直接支払 交付金事業 への取組	[REDACTED]	中山間地域等直 接支払交付要件該 当	可 否
5	E・2	嘉穂才田	カニカ浦	1632	畠	畠	農地	2,603	中山間地域 等直接支払 交付金事業 への取組	[REDACTED]	中山間地域等直 接支払交付要件該 当	可 否
内 計												
3 件												
4 筆												
8,177 m ²												
計												
4 筆 8,177 m ²												
内 計												
3 筆 5,574 m ²												
1 筆 2,603 m ²												
樹園地 m ²												
探草放牧地 m ²												
その他 m ²												

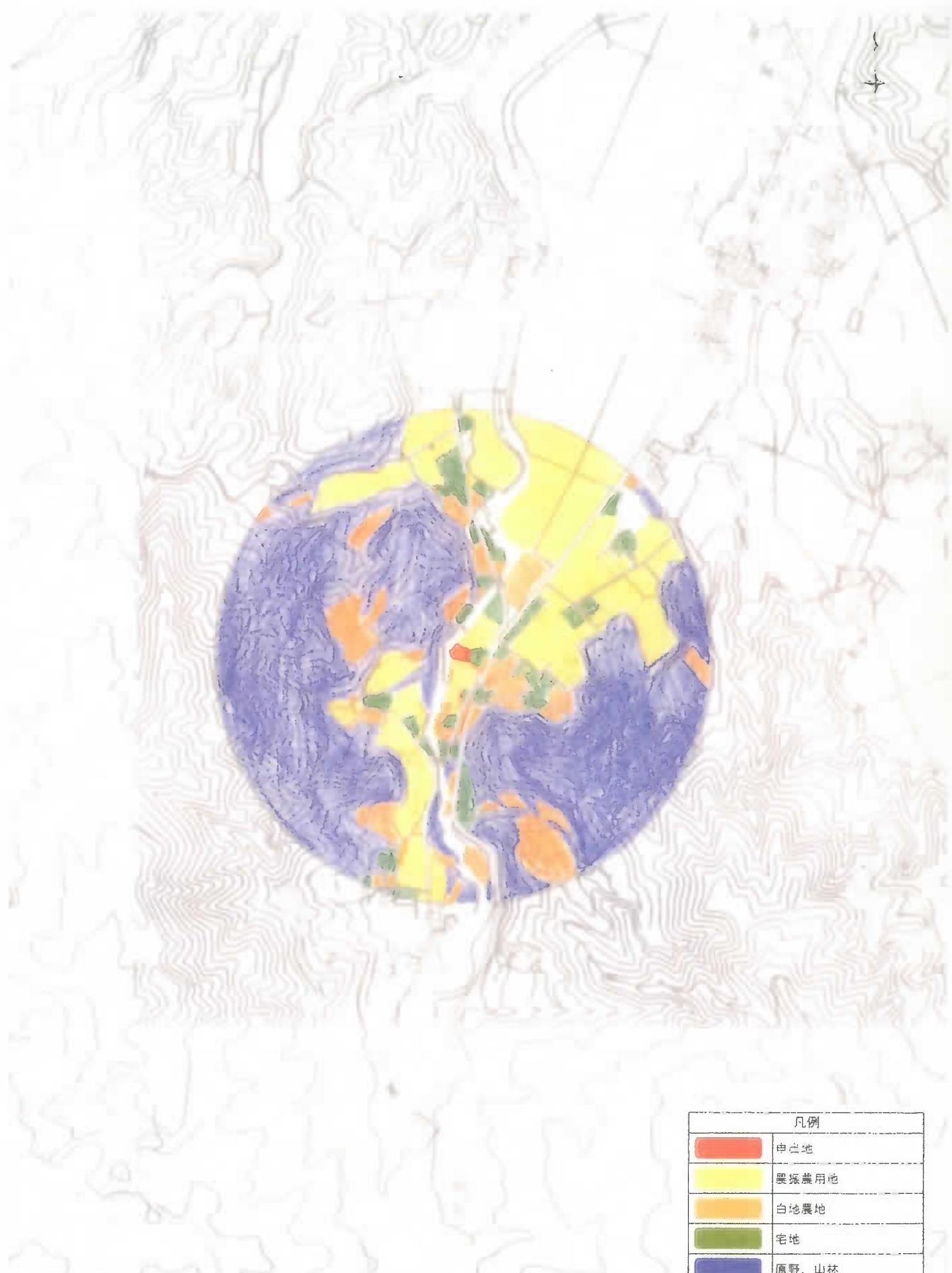
農用地利用計画変更申出地



計画変更における検討事項（除外）

整理番号	1	
区域番号	E・3	
申請者	[REDACTED]	
申請地	大力モリハル 515-1	
面積(m ²)	1,315 (内 616.3)	
用途区分	農地	
変更目的	宅地	
変更要件	代替地	当該案件は、別添利用計画図にあるとおり具体的な転用計画が認められ、利用形態から位置及び規模は適当と判断される。また、候補地の検討を行った結果、当該地以外に適当な代替地はない。
	集団化等利用等への支障	当該施設に供される土地は、計画対象区域を示した図面及び計画の対象区域内の農用地区域の指定状況を示した図面のとおり、東側が宅地、西側が山林、北側、南側が農用地区域に接する。北側の農地、及び南側の農地については、高低差があるため侵入口がそれぞれに設けてあり、当該変更により周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用集積への支障	当該地は、認定農業者及び集落営農組織等の担い手が農業経営を営む土地に該当せず、また、その計画もないことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。
	土地改良施設機能への支障	当該施設の設置に伴い、既存の農道及び水路等の土地改良施設については潰廃や付け替え等が生じない計画であることから、その機能に影響を及ぼすおそれはない。
	事業対象地	当該地は、第十条第三項第二号に掲げる土地に該当しない。

申出地 位置図(1/10,000)



1:10,000
この画面は課税参考図のため、
権利関係には利用できません。

0 100 250 500 750 1000m 061
出力年月日： 2015年6月29日

申出地 箇所図(1/1,000)



1/1,000

0 10 25

50

75

100m

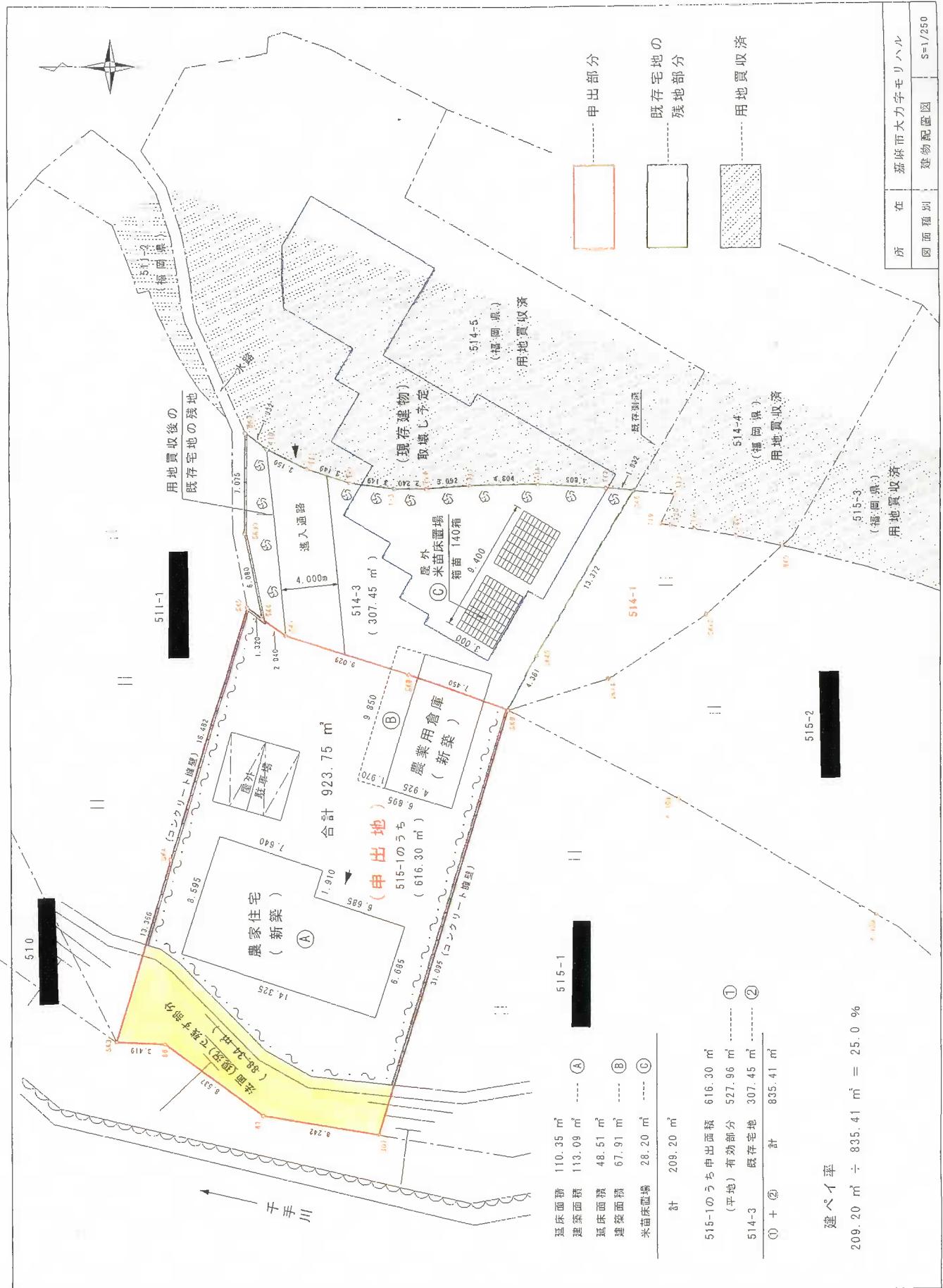
062

この図面は課税参考図のため、
権利関係には利用できません。

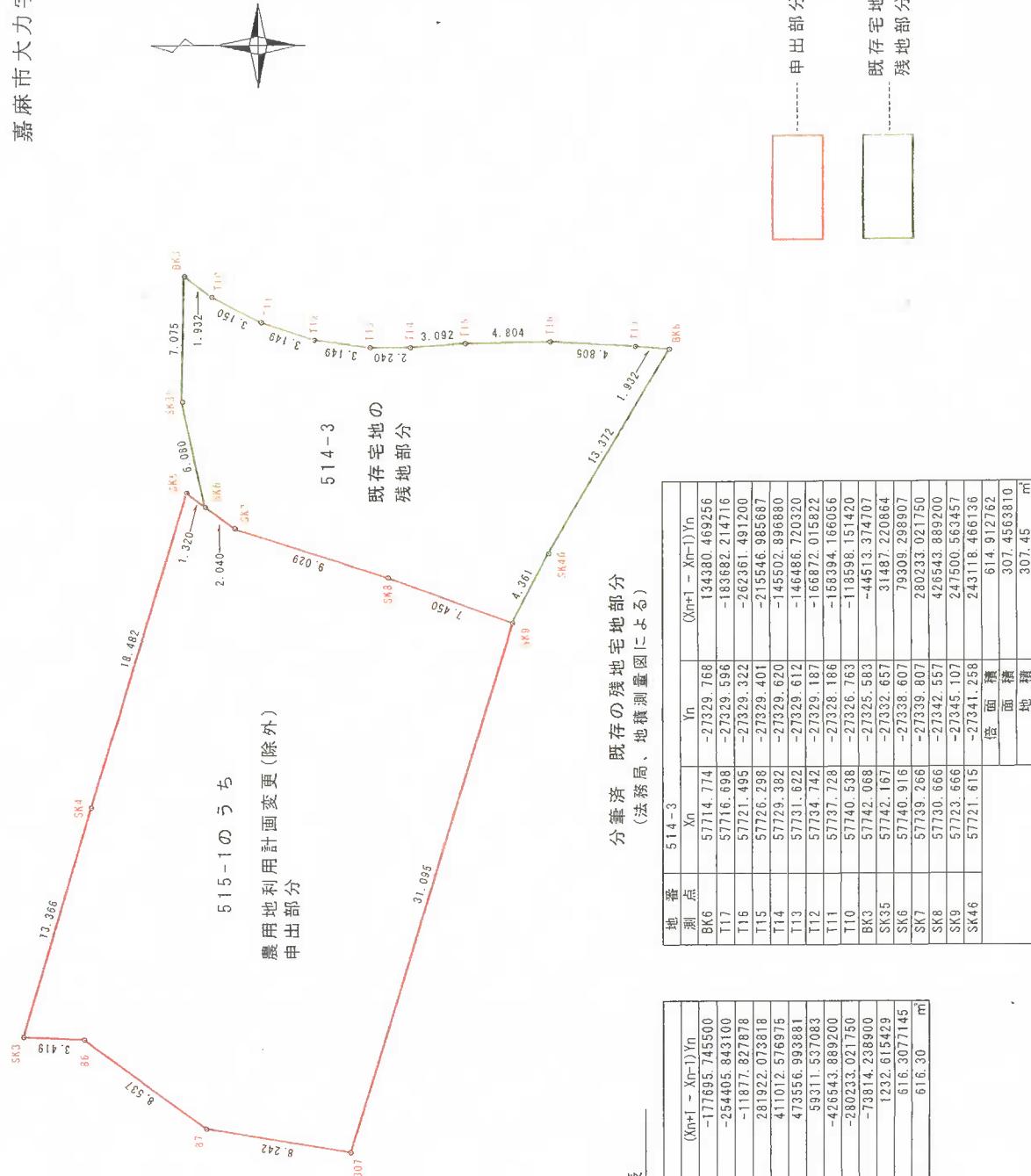
出力年月日： 2015年6月16日

申出地 箇所図(1/1,000)





求積図 S=1/250
嘉麻市大力字モリハル



供 覽 印	課 長	課長補佐	係 長	係

農用地利用計画変更申出書

平成27年 6月 22日

嘉麻市長 赤間幸弘 殿

申請者

連絡先

農業振興地域整備計画を下記のとおり変更されたく申し出ます。

記

1. 計画変更の区分 (該当するものに○印を記入すること)

ア 編入 イ 除外 ウ 用途区分の変更

2. 計画変更申出地

区域 番号	土地の所在 (字、地番)	地 目		台帳面積	用途区分 (地目)	計 画 変更面積
		台帳	現況			
E-3	嘉麻市大力字モリハル 515番1	田	田	1315 m ² のうち 616.30 m ²	宅地	616.30 m ²
計		1 筆		1315 m ² のうち 616.30 m ²		616.30 m ²

3. 計画変更の内容 及び 理由

(事業内容、計画変更する理由、土地の状況等について、具体的に記入すること。)

計画変更する理由



国道322号の道路改良工事にともない宅地の大半がその用地買収にかかったため、住宅の立替え移転をおこなうものです。

事業内容（転用計画を具体的に記入のこと）

（土地）

既存宅地の残地部分に接続した西側の所有農地の一部（申出部分）を移転先として一体に利用する。コンクリート擁壁で区画し既存の宅地と同一の高さで造成整地する。

既存宅地の残地部分 申出部分	514番3の全筆 515番1のうち	宅地 田 計	307.45 m ² 616.30 m ² 923.75 m ²
-------------------	----------------------	--------------	---

（建築物、施設等）	農家住宅 農業用倉庫 米苗床置場（屋外）	木造平家建 木造平家建	建築面積 建築面積 建築面積	113.09 m ² 67.91 m ² 28.20 m ²
			計	209.20 m ²

（別紙、建物の配置図のとおり）

農用地区域から除外する場合

（1） 転用事業者 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

（2） 地権者（申出者）と転用事業者との関係（該当するものに○印を記入すること）

ア. 本人 イ. 家族及び親族 ウ. その他（ ）

（3） 農地法第4条 又は 第5条申請を伴うかどうか（該当するものに○印を記入すること）

ア. 伴わない イ. 第4条申請を伴う ウ. 第5条

（4） 農用地区域外に土地を所有するかどうか（該当するものに○印を記入すること）

ア. 所有していない

イ. 所有している（その土地を利用できない理由）

土地の形状、面積が宅地としての利用に適さないため。

（5） その他 必要な資料（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 字図 イ. 建物の配置図、位置図 ウ. 隣接承諾書
エ. 水利関係承諾書 オ. その他（法務局備付の地積測量図、申出地の求積図）

農事区 及び 水利代表者の承諾書

平成27年 6月 2日

1. 転用申請地の表示

嘉麻市大力字モリハル515番1

地目 : 田

面積 : 1315 m² のうち 616.30 m²

2. 所有者の表示

[REDACTED] [REDACTED]

上記の土地を宅地に転用することにつき、日照、通風、通行等、農事区及び水利関係者として異存ありませんので下記のとおり承諾します。

記

(1) 無条件承諾

□. 条件付承諾

(□の条件)

大力 農事区長

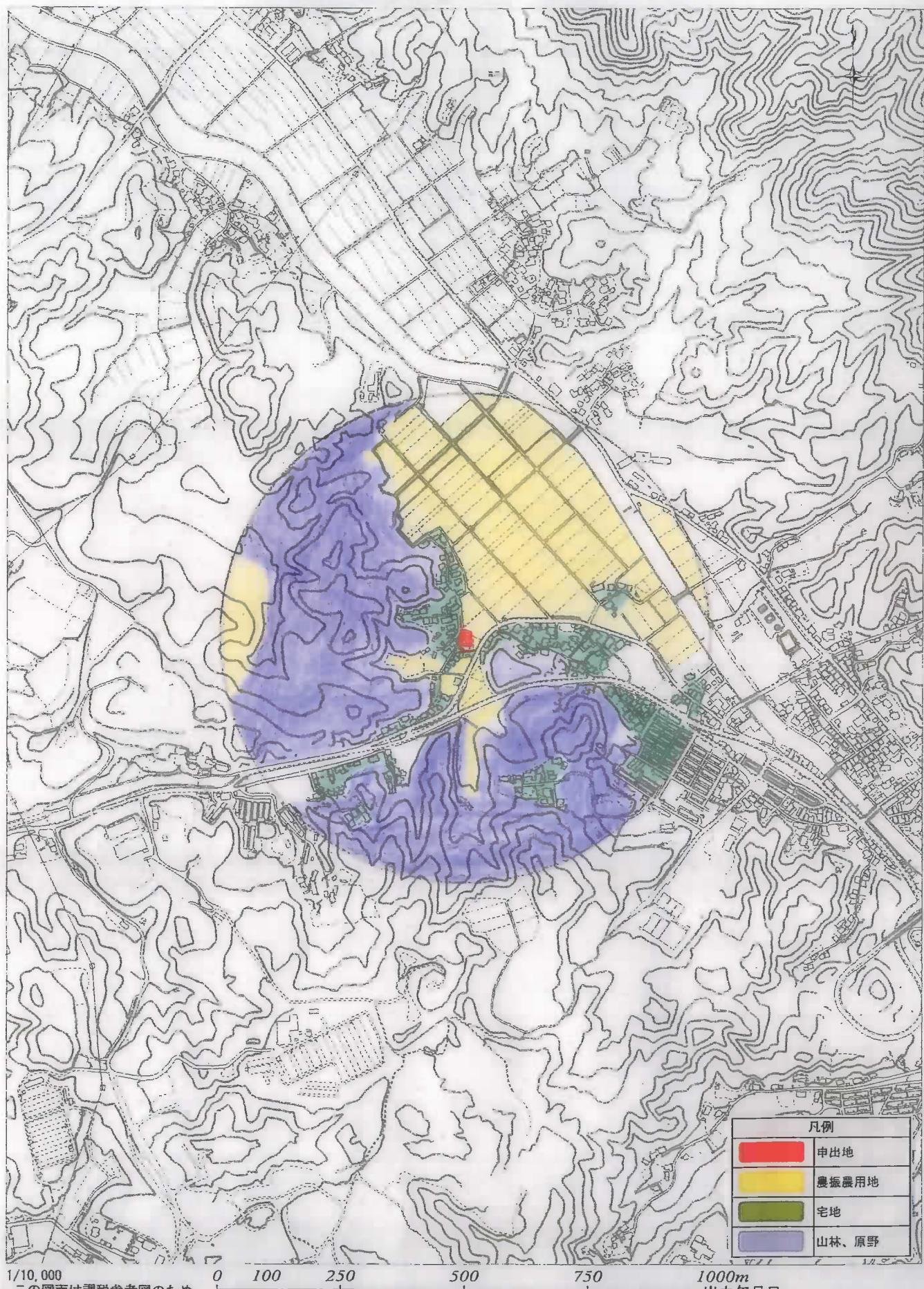
住所 : 嘉麻市大力 541
氏名 : 中林隆秀

(農事区長印をお願いします。)

計画変更における検討事項（除外）

整理番号	2
区域番号	A-3
申請者	[REDACTED]
申請地	下山田ムタ田 861-1
面積(m ²)	582 (内 465)
用途区分	農地
変更目的	宅地
変更要件	代替地 当該案件は、別添利用計画図にあるとおり具体的な転用計画が認められ、利用形態から位置及び規模は適当と判断される。また、候補地の検討を行った結果、当該地以外に適当な代替地はない。
	集団化等利用等への支障 当該施設に供される土地は、計画対象区域を示した図面及び計画の対象区域内の農用地区域の指定状況を示した図面のとおり、西側・南側が宅地に接する。 このことから、当該農用地は連担する農用地区域の端部に位置しており、集団的農用地の中央に介在するものではないことから、この農用地区域からの除外によって周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用集積への支障 当該地は、認定農業者及び集落営農組織等の担い手が農業経営を営む土地に該当せず、また、その計画もないことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。
	土地改良施設機能への支障 当該施設の設置に伴い、既存の農道及び水路等の土地改良施設については潰廃や付け替え等が生じない計画であることから、その機能に影響を及ぼすおそれはない。
	事業対象地 当該地は、第十条第三項第二号に掲げる土地に該当しない。

申出地 位置図(1/10,000)



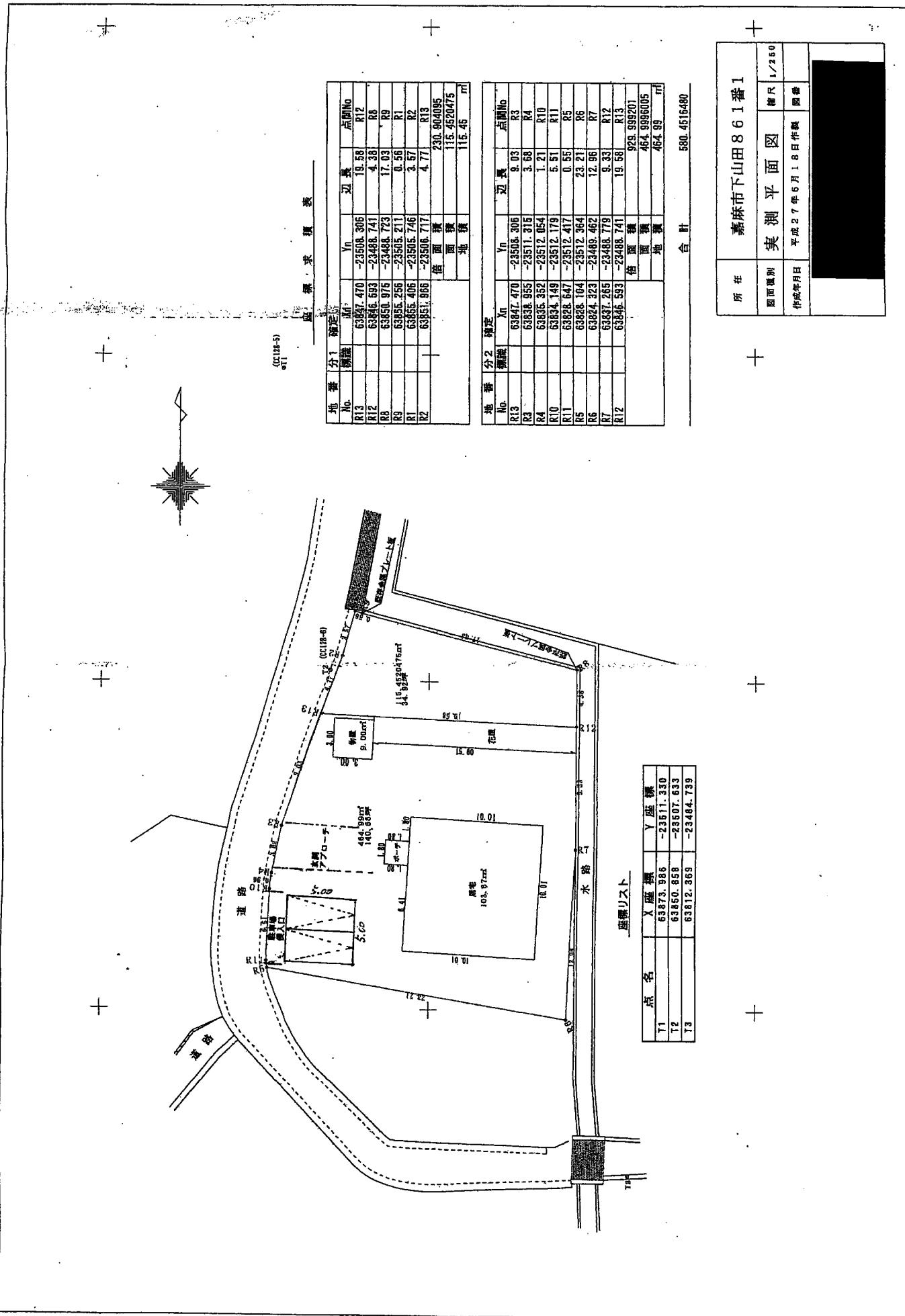
申出地 箇所図(1/1,000)



1/1,000

この図面は課税参考図のため、
権利関係には利用できません。

0 10 25 50 75 100m 出力年月日：



供 覧 印	課長	課長補佐	係長	係
	(印)	(印)	(印)	(印) (印) (印) (印) (印)

農用地利用計画変更申出書

嘉麻市長 殿

平成27年2月19日

申請者 住 所

氏 名

農業振興地域整備計画を下記のとおり変更されたく申し出ます。

記

1. 計画変更の区分（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 編入 ① 除外 ウ. 用途区分の変更

2. 計画変更申出地

区域 番号	土地の所在（字・地番）	地 目		台帳面積	用途区分 (地目)	計 画 変更面積
		台帳	現況			
A-3	嘉麻市下山田861-1	畠	畠	582 m ²	宅地	465 m ²
				m ²		m ²
				m ²		m ²
計		筆		m ²		m ²

3. 計画変更の内容及び理由（事業内容、計画変更する理由、土地の状況等について、具体的に記入すること。）

一般住宅建築の為 宅地に変更

農用地区域から除外する場合

(1) 転用事業者の住所氏名

住 所

氏 名

(2) 地権者（申出者）と転用事業者との関係（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 本人 イ. 家族及び親戚（ ） ヲ. その他（知人 ）

(3) 農地法第4条または第5条申請を伴うかどうか（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 伴わない イ. 第4条申請を伴う ヲ. 第5条申請を伴う

(4) 農用地区域外に土地を所有するかどうか（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 所有していない イ. 所有している（その土地を利用できない理由。）

(5) その他必要な資料（該当するものに○印を記入すること。）

⑦. 字図 ① 宅地の場合は建物配置図、位置図 ウ. 隣接承諾書

⑨. 水利関係承諾書 オ. その他（ ）



農事区及び水利代表者の承諾書

平成27年2月19日

1. 転用申請地の表示

嘉麻市 下山田 36号-1

地目 : 火田 面積 : 582 m²

2. 所有者の表示

所有者 :

上記の土地を 空地 に転用することにつき、日照、通風、通行等、農事区及び水利関係者として異存ありませんので下記のとおり承諾します。

記

(イ) : 無条件承諾

口 : 条件付承諾

(口の条件)

・ 下山田 農事区長 住 所 : 嘉麻市 下山田 36号-1
氏 名 : 佐藤 寧、利
※農事区長印をお願いします。



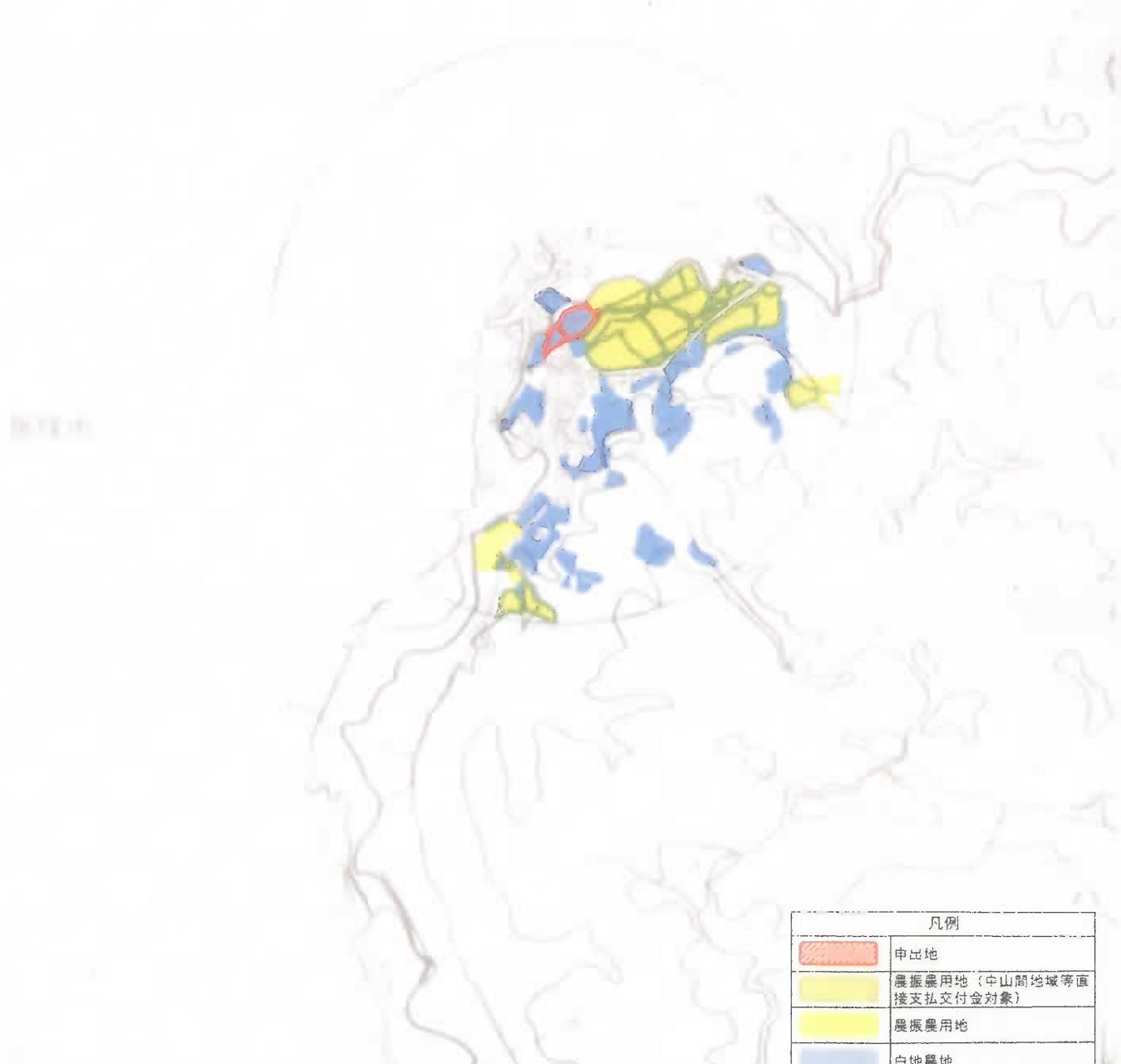
・ 下山田 水利代表 住 所 : 嘉麻市 下山田 36号-1
氏 名 : 佐藤 寧、利
※水利代表者が農事区長の場合
農事区長印をお願いします。



計画変更における検討事項（編入）

整理番号	3
区域番号	E・4
申請者	[REDACTED]
申請地	東畠ナカエン 344 東畠ナカエン 349-1
面積(m ²)	2,344 968 合計：3,312
用途区分	農地
変更目的	中山間地域等直接支払交付金事業取組のため
変更要件	<p>これまで農用地区域外であった理由</p> <p>申出地が、土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地ではないため。</p> <p>農用地区域編入の必要性</p> <p>中山間地域等直接支払交付金事業による活動を拡大したいとする地元集落の意向を踏まえ、既に交付対象となっている農用地との一体的な管理等が期待できるこの申出地を農用地区域に編入する必要性は高い。</p> <p>当該地における今後の農振変更についての市町村の方針</p> <p>申出人、地元集落の意向を踏まえて今回農用地区域への編入を行うこととした。今後当該地における変更の必要性が生じた場合、地域の農業振興上その他の観点から総合的に判断した上で行うこととする。</p>

申出地 位置図(1/10,000)



1/10,000

0 100

250

500

750

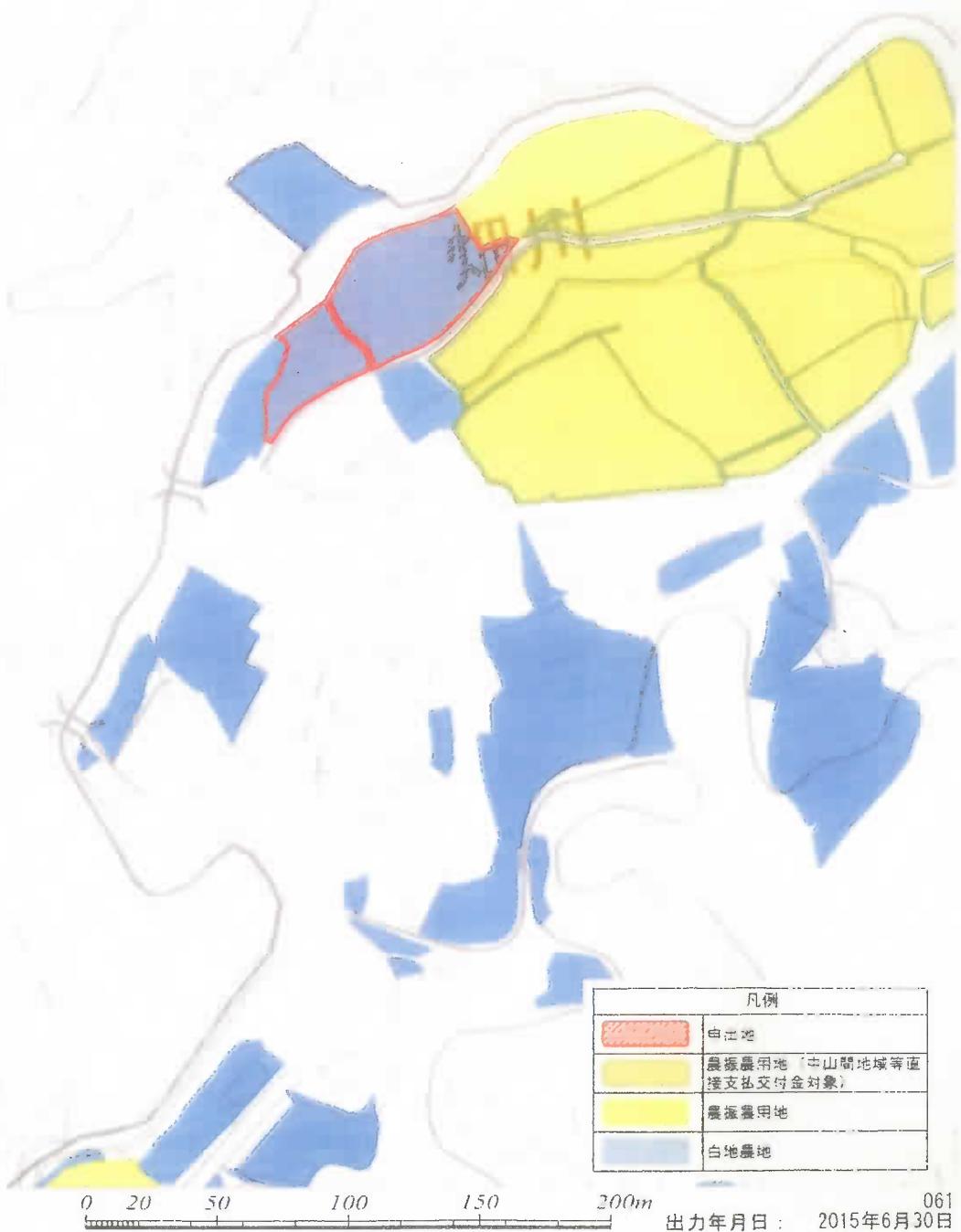
1000m

061

この図面は課税参考図のため、
権利関係には利用できません。

出力年月日 2015年6月30日

申出地 位置図(1/2,500)

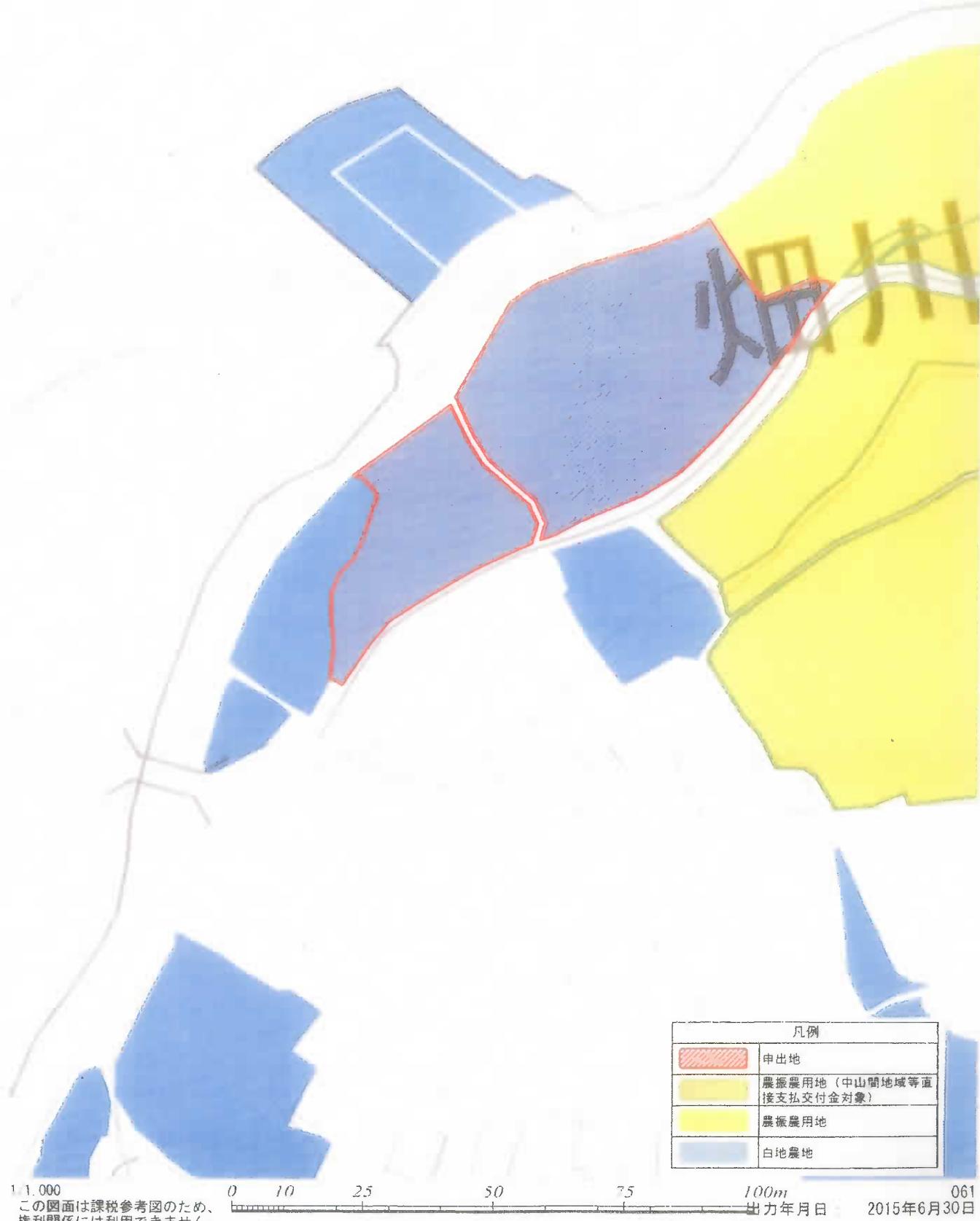


1/2,500
この図面は課税参考図のため、
権利関係には利用できません。

申出地 位置図(1/2,500)



申出地 箇所図(1/1,000)



申出地 箇所図(1/1,000)



供 覧 印	課長	課長補佐	係長	係

農用地利用計画変更申出書

嘉麻市長 殿

平成27年6月26日

申請者 住 所

氏 名

農業振興地域整備計画を下記のとおり変更されたく申し出ます。

記

1. 計画変更の区分（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 編入 イ. 除外 ウ. 用途区分の変更

2. 計画変更申出地

区域 番号	土地の所在（字・地番）	地 目		台帳面積	用途区分 (地目)	計 画 変更面積
		台帳	現況			
E-4	東畠ナカエン 344	田	田	2,344 m ²	農用地	2,344 m ²
E-4	東畠ナカエン 349-1	田	田	968 m ²	農用地	968 m ²
				m ²		m ²
計		2筆		3,312 m ²		3,312 m ²

3. 計画変更の内容及び理由（事業内容、計画変更する理由、土地の状況等について、具体的に記入すること。）

中山間地域等直接支払交付金事業への取組のため

農用地区域から除外する場合

(1) 転用事業者の住所氏名

住 所 _____

氏 名 _____

(2) 地権者（申出者）と転用事業者との関係（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 本人 イ. 家族及び親戚（ ） ウ. その他（ ）

(3) 農地法第4条または第5条申請を伴うかどうか（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 伴わない イ. 第4条申請を伴う ウ. 第5条申請を伴う

(4) 農用地区域外に土地を所有するかどうか（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 所有していない イ. 所有している（その土地を利用できない理由。）

(5) その他必要な資料（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 字図 イ. 宅地の場合は建物配置図、位置図 ウ. 隣接承諾書

エ. 水利関係承諾書 オ. その他（ ）

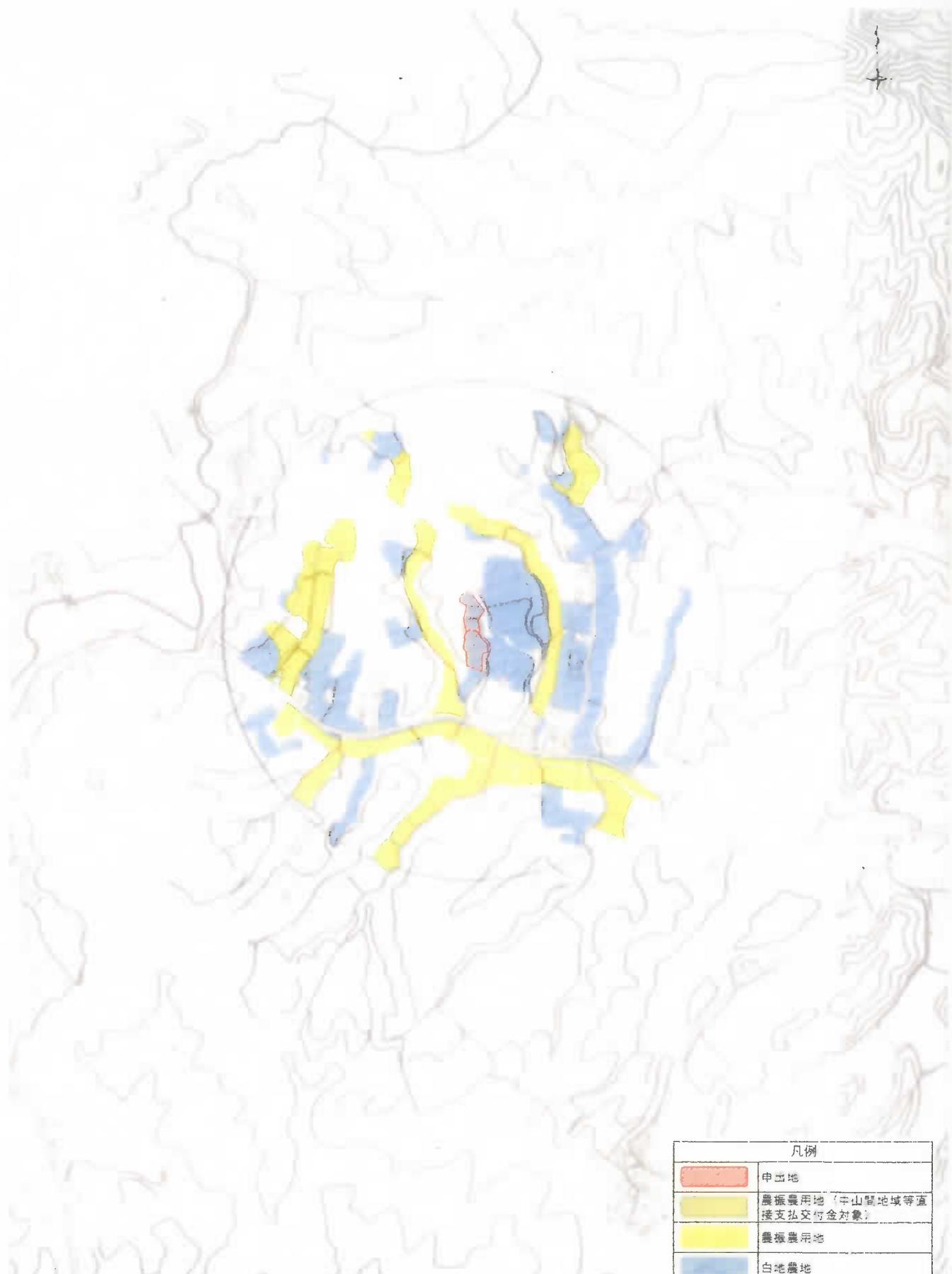
85958



計画変更における検討事項（編入）

整理番号	4、5	
区域番号	E・2	
申請者	[REDACTED]	
申請地	嘉穂才田カニカ浦 1631-1 嘉穂才田カニカ浦 1632	
面積(m ²)	2,262 2,603 合計：4,865	
用途区分	農地	
変更目的	中山間地域等直接支払交付金事業取組のため	
変更要件	これまで農用地区域外であった理由	申出地が、集団的に存在するものでなく、また、土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地ではないため。
	農用地区域編入の必要性	中山間地域等直接支払交付金事業による活動を拡大したいとする申出者の意向を踏まえ、既に交付対象となっている農用地との一体的な管理等が期待できるこの申出地を農用地区域に編入する必要性は高い。
	当該地における今後の農振変更についての市町村の方針	申出人の意向を踏まえて今回農用地区域への編入を行うこととした。今後当該地における変更の必要性が生じた場合、地域の農業振興上その他の観点から総合的に判断した上で行うこととする。

申出地 位置図(1/10,000)



1/10,000

0 100 250

500

750

1000m

061

この図面は課税参考図のため、
権利関係には利用できません。

出力年月日： 2015年5月28日

申出地 箇所図(1/2,500)



申出地 箇所図(1/2,500)



課長	課長補佐	係長	係
農用地利用計画変更申出書			

嘉麻市長 殿

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

農業振興地域整備計画を下記のとおり変更されたく申し出ます。

記

1. 計画変更の区分 (該当するものに○印を記入すること。)

Ⓐ. 編入 イ. 除外 ウ. 用途区分の変更

2. 計画変更申出地

区域 番号	土地の所在 (字・地番)	地 目		台帳面積	用途区分 (地目)	計 画 変更面積
		台帳	現況			
E-2	嘉穂才田ガニカ浦 1632	畠	大田	2,603 m ²	農地	2,603 m ²
				m ²		m ²
				m ²		m ²
計		1 筆		2,603 m ²		2,603 m ²

3. 計画変更の内容及び理由 (事業内容、計画変更する理由、土地の状況等について、具体的に記入すること。)

中山間地域等直接支払交付金の対象農用地とするため。

農用地区域から除外する場合

(1) 転用事業者の住所氏名

住 所 _____

氏 名 _____

(2) 地権者(申出者)と転用事業者との関係 (該当するものに○印を記入すること。)

ア. 本人 イ. 家族及び親戚 () ウ. その他 ()

(3) 農地法第4条または第5条申請を伴うかどうか (該当するものに○印を記入すること。)

ア. 伴わない イ. 第4条申請を伴う ウ. 第5条申請を伴う

(4) 農用地区域外に土地を所有するかどうか (該当するものに○印を記入すること。)

ア. 所有していない イ. 所有している (その土地を利用できない理由。)

(5) その他必要な資料 (該当するものに○印を記入すること。)

ア. 字図 イ. 宅地の場合は建物配置図、位置図 ウ. 隣接承諾書

エ. 水利関係承諾書 オ. その他 ()



供 覽 印	課長	課長補佐	係長	係
	(印)		(印)	(印) (印) (印) (印) (印) (印)

農用地利用計画変更申出書

嘉麻市長 殿

平成27年5月22日

申請者 住 所

氏 名

農業振興地域整備計画を下記のとおり変更されたく申し出ます。

記

1. 計画変更の区分（該当するものに○印を記入すること。）

⑦. 編入 イ. 除外 ウ. 用途区分の変更

2. 計画変更申出地

区域 番号	土地の所在（字・地番）	地 目		台帳面積	用途区分 (地目)	計 画 変更面積
		台帳	現況			
	嘉種町田川二カ浦 163-1	田	田	2,262 m ²	農地	2,262 m ²
				m ²		m ²
				m ²		m ²
計		筆		m ²		m ²

3. 計画変更の内容及び理由（事業内容、計画変更する理由、土地の状況等について、具体的に記入すること。）

中山間地域等直接支払交付金事業に取り組むため

農用地区域から除外する場合

(1) 転用事業者の住所氏名

住 所

氏 名

(2) 地権者（申出者）と転用事業者との関係（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 本人 イ. 家族及び親戚（ ） ウ. その他（ ）

(3) 農地法第4条または第5条申請を伴うかどうか（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 伴わない イ. 第4条申請を伴う ウ. 第5条申請を伴う

(4) 農用地区域外に土地を所有するかどうか（該当するものに○印を記入すること。）

ア. 所有していない イ. 所有している（その土地を利用できない理由。）

(5) その他必要な資料（該当するものに○印を記入すること。）

⑦. 字図 イ. 宅地の場合は建物配置図、位置図 ウ. 隣接承諾書

エ. 水利関係承諾書 オ. その他（ ）

85958.)





農業振興地域制度 のあらまし

改訂版

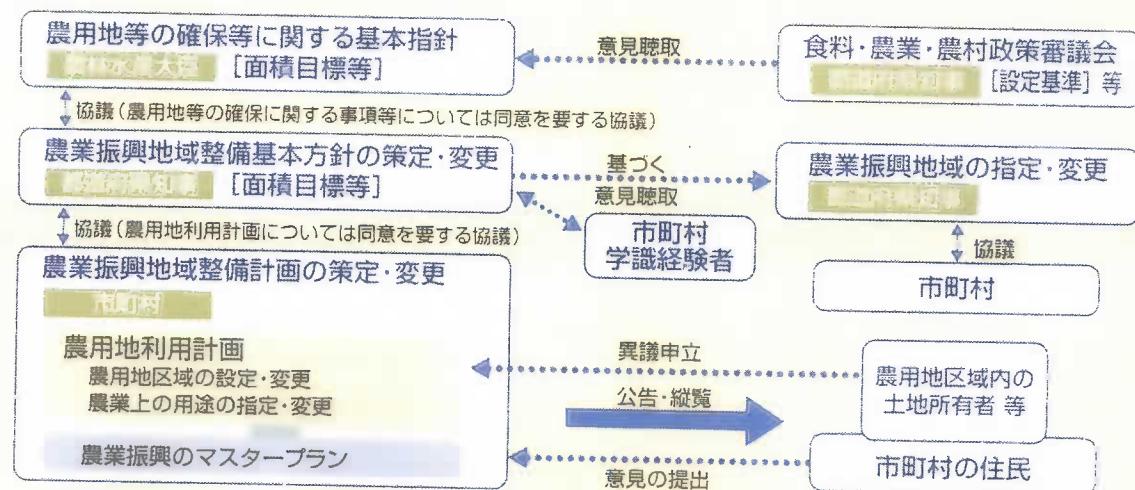
優良農地の確保と有効利用を目指して



市町村・農業委員会・都道府県・農業会議

農業振興地域制度の概要

- ① 農地法に基づく農地転用許可制度と併せて優良農地を確保するとともに、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられています。
本制度において、農林水産大臣は確保すべき農用地等の面積目標等の「農用地等の確保等に関する基本指針」を定め、これに基づき都道府県知事は「農業振興地域整備基本方針」の策定及び「農業振興地域」の指定を、市町村は「農業振興地域整備計画」の策定を行うこととしています。
- ② 市町村の農業振興地域整備計画は、集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地を農用地区域として定めるほか、農業生産基盤の整備、農業経営の規模拡大等の農業振興のマスター・プランとなる計画を定めることとしています。農用地区域においては、農業振興施策を計画的・集中的に実施する一方で原則として農地転用を禁止することにより、農業生産の基盤となる農用地等を確保しています。



「農業振興地域」とは

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が市町村ごとに指定する地域です。



農業振興地域整備計画達成へ向けた措置

農業振興地域整備計画の達成へ向けて、以下のような制度が設けられています。

農業振興施策の 計画的・集中的実施

農業に関する公共投資その他農業振興に繋がる施策については、農業振興地域整備計画に基づき計画的かつ集中的に実施されます。

農用地域内において実施される補助・融資事業

- 農業生産基盤整備開発事業
- 農業生産近代化施設の整備事業
- 農地保有の合理化に関する事業
- 農業基盤整備資金、たい手首成農地集積資金の融通
- 農地等の取得、東樹等の植栽・育成資金の融通 等

農業振興地域内において実施される補助・融資事業

- 農業地域の生活環境の整備に関する事業
- 広域協農団地育成対策に係る事業
- 基幹的な農業用道路の整備に関する事業
- 家畜の生産等に関する事業
- 農業を担うべき者の育成及び確保等に関する事業 等

交換分合

農用地域からの除外が見込まれる場合等に、同区域内の農用地等の農業上の効率的な利用を確保するため市町村が交換分合計画を策定し農地等を交換、分割、合併する仕組みです。(線引き関連交換分合)

協定制度

土地所有者等は、市町村の許可を受けて灌漑、たい明会等汚水の排出により周辺の農用地等の農業環境に影響を与える施設について適切な土地の区域に配置する協定を締結することができます。

土地所有者又は農業用排水施設、農業雨水排水施設又は集会施設の利用者は、施設の維持運営に関する協定を締結し、市町村の認定を受けることができます。

土地利用に関する勧告

農用地域内の土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合、市町村長は指定した用途に供すべき旨を勧告することができます。

開発行為の制限

農用地域内で宅地造成等土地の形質変更や建築物の新築等の開発行為を行う場合には都道府県知事の許可が必要となります。

許可を受けずに関発行為を行った場合は、原状回復等の金合がなされる場合があります。また、1年以下の懲役や50万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

税制優遇措置

- ① 市町村長の勧告、都道府県知事の許可、農業委員会のあっせん又は線引き関連交換分合により土地が譲渡又は取扱われる場合について次の措置が講じられています。
 - A 農用地域内の土地の譲渡所得につき820万円の特別控除
 - B 交換分合による土地の譲渡所得について1000万円の特別控除
- ② 農用地域内の農地については、税率の評価上すべて「純農地」として取り扱われます。
- ③ 農用地域内の農業用施設用地の固定資産税及び相続税の評価額は、近傍農地の価額に造成相当額を加えた額として取り扱われます。

農業振興地域整備計画とは

農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画です。

● 農用地利用計画

- 農用地区域の指定
今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地
- 農用地等における農業上の用途の指定
農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地

● 農業振興のマスタープラン

- 農業生産基盤の整備・開発
農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の整備の方向・具体的な事業の種類
- 農用地等の保全
農地の保全のための農業生産基盤の整備開発及び機能低下防止活動の方向・具体的な事業及び活動の種類
- 農業経営の規模の拡大等
農用地等の流動化、農作業の受委託、農作業の共同化等の誘導方向・具体的な事業及び活動の種類
- 農業の近代化のための施設の整備
農業生産から流通加工に至る一連的な施設整備の方向・具体的な施設の種類
- 農業を行うべき者の育成及び育むための施設の整備
技術取得・情報提供等の施設の整備の方向・具体的な施設の種類
- 農業従事者の安定的な就業の促進
(農業生産の規模の拡大と相まって推進)
農業従事者の安定的な就業の方向・具体的な施設の種類
- 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備
良好な生活環境を確保するための施設の整備の方向・具体的な施設の種類

優良農地の確保・地域農業の振興

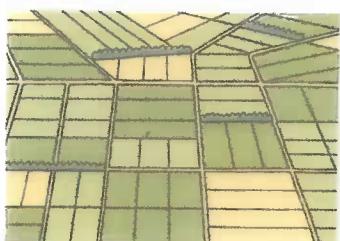
農用地区域とは

農用地区域は、市町村がおおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画において定めた区域です。

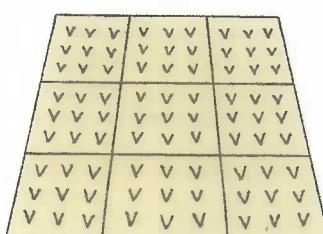
農用地区域に設定すべき土地

次のような土地は、農用地区域に設定することとなります。

1 10ha以上の集団的農用地

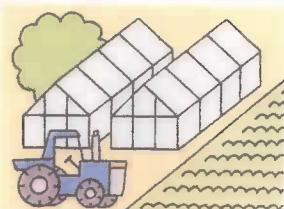


2 土地改良事業等の対象地



3 農業用施設用地

2ha以上のもの又は1、2に隣接するもの

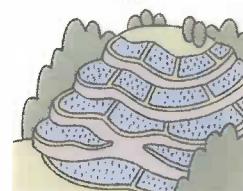
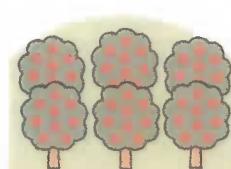
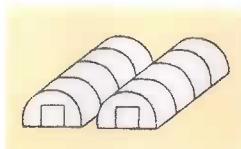


4 地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地

耕作面積

未整地地

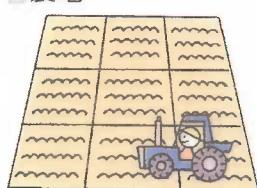
林地



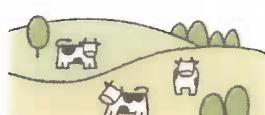
農用地区域内の土地の用途区分

農用地区域内の土地については以下の農業上の用途が指定されます。

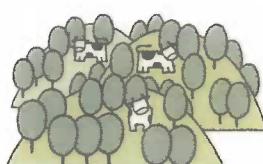
1 農地



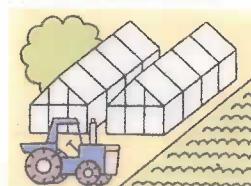
2 採草放牧地



3 混牧林地



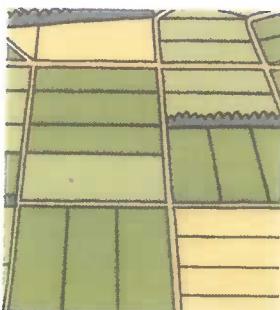
4 農業用施設用地



特別な用途の指定

当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要と認められるときは、農用地区域内の農業上の用途を更に細分化して特例の用途を指定することができます。

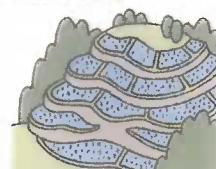
農地



高生産性農業区域

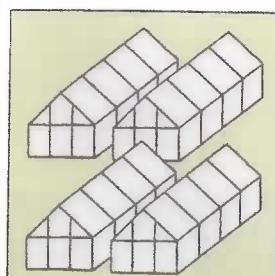


干草収穫区域

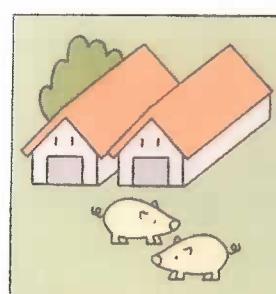


梯田

農業用施設用地



温室栽培



養豚場地

農用地区域からの除外の基準

農用地区域からの除外のための農用地利用計画の変更は、次の場合に行なうことができます。

- 土地改良法に基づく非農用地区域を設定する場合
- 優良田園法に基づく優良田園住宅を建設する場合、農村地域工業等導入促進法 等の地域整備法に基づく計画に位置付けられた施設を建設する場合
- 公用公共用地としてやむを得ず農用地区域内の土地をあてる必要が生じた場合
- 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に定められた農業振興施設を建設する場合
- 農業振興地域整備計画に定められた施設を建設する場合

上記の理由以外で農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するときは、優良農地を確保し、また、地域の営農環境等に支障を及ぼさないなどの観点から、次の5つの要件をすべて満たす場合に限って行なうことができます。

1 農用地以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

- 地域の土地利用の状況からみて、不要不急の用途に供するためのものでなく、かつ、通常必要と認められる規模であること
- 農用地区域以外の土地において代替する土地がないこと

2 農業上の効率的かつ合理的な形態に支障を及ぼすおそれがないこと

- 周辺部の営農環境に支障がないこと
- 農地等の集団性を損なうものでないこと
- 土地利用の混在が生じないこと

3 効率的かつ安定的営農経営を営む者に対する農用地の利用規制に支障を及ぼすおそれがないこと

- 経営規模の大幅な縮少により、安定的な農業経営に支障が生じないこと
- 経営する一団の農地等の集団化が損なわれないこと

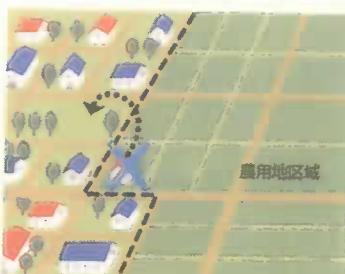
4 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

- ため池、農業用排水路等の毀損や用排水の停滞、汚濁水の流入等が生じないこと

5 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

- 土地改良事業実施中、又は工事完了公告後8年未満であること

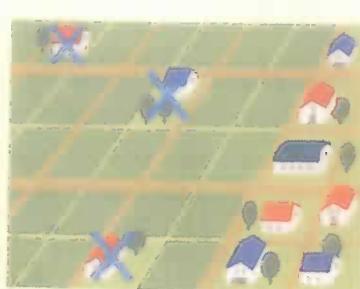
例えば、このような農用地区域からの除外は適当ではないんじゃない？



農用地区域以外に代替すべき
土地がある場合



集団農地の中央部の除外
(隣辺でも農地の集積に支障がある場合)



生食い的除外



農業振興地域整備計画の変更

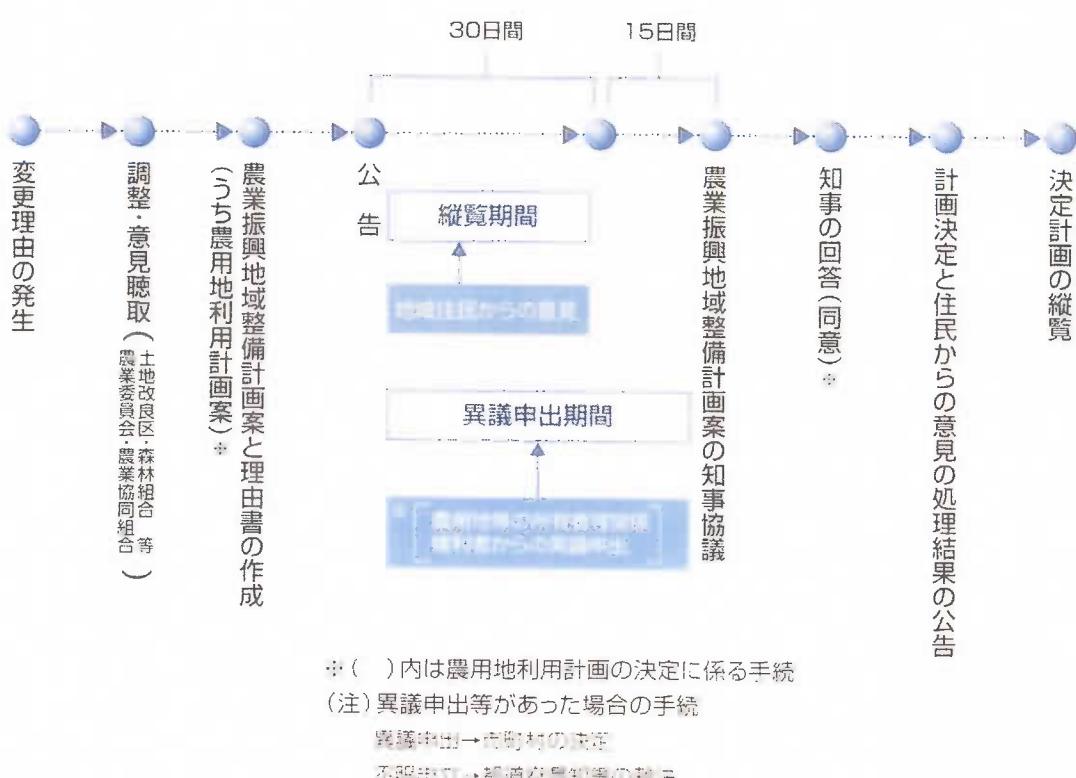
以下のような場合には農業振興地域整備計画を変更することとなります。

- ① 農業振興地域の変化の実態が生じたとき
- ② 農業振興地域整備計画基本方針が変更されたとき
- ③ 5年ごとに実施する基礎調査の結果により必要な変更が生じたとき
- ④ 種々な要因の変化その他の事情の関係により必要な変更が生じたとき
(例: 地域の開拓、農地開拓によるインターチェンジの設置等による都市化の進展など)

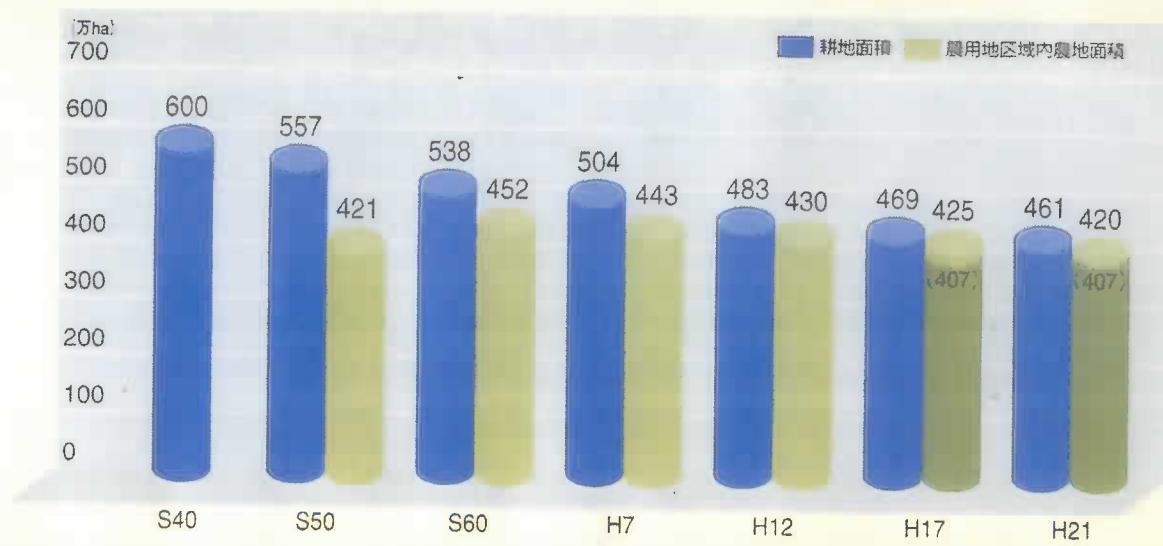
国の定める基本指針においては、③の基礎調査の結果による計画的な変更を基本としています。この変更は、農用地利用計画（農用地区域への編入、除外、用途変更）及び農業振興のマスタープラン全般について点検・検討し、計画の変更の必要性を判断して行われます。

変更の手続

農業振興地域整備計画の変更に当たっては、①農用地区域内の土地は開発行為の制限等を伴うこと、②計画の変更は周辺の営農環境や農業振興施策の推進等への支障がないよう判断される必要があることから、関係権利者への周知や意見を聞く機会を賦与するとともに、行政計画策定・変更の公正性・透明性の確保の観点から以下の手續が必要となります。



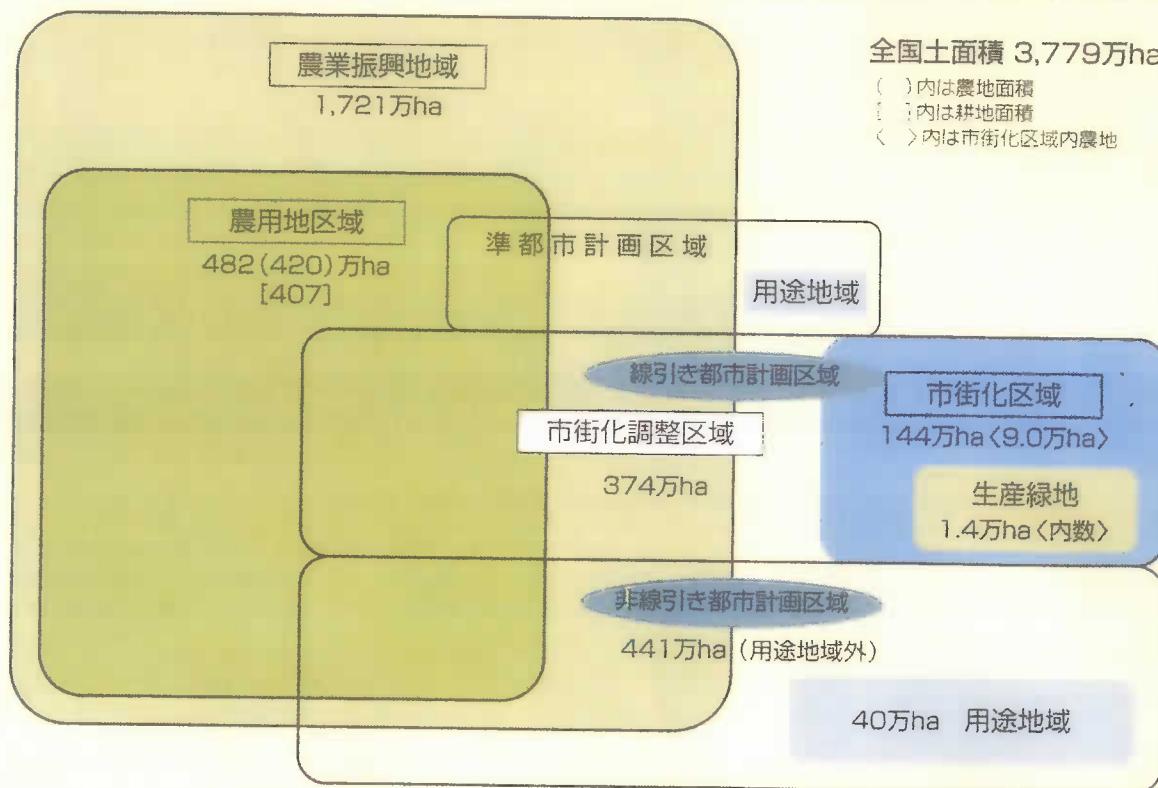
我が国の農地面積の推移



資料 耕地及び作付面積調査、農林水産省農村振興局調べ

- 我が国の農地(耕地)面積は461万ha
- 農用地区域内の農地(耕地)面積は407万ha

農振法及び都市計画法による土地利用区分



資料：国土交通省都市・地域整備局「都市計画年報」(平成20年)、総務省自治税務局「固定資産の価格等の概要調査」(平成20年)及び農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べ(平成21年)